

『ケアハウス岬』 地域密着型 介護施設が

4月に オープン



「ケアハウス岬」完成予想図

岬地区の上八に4月1日(金)、地域密着型特定施設入居者生活介護(ケアハウス)と介護予防拠点施設がオープン予定です。

施設名は「ケアハウス岬」で、場所は岬地区公民館の隣です。この施設は、市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、市が公募した結果、選定された「社会福祉法人聖恵(めぐみ)会」が運営します。

【地域密着型特定施設入居者生活介護(ケアハウス)】
要介護1~5の人の入居が可能。日常生活上必要な世話や、機能訓練が受けられる介護施設です。入居定員は29人。

【介護予防拠点施設】
高齢者を中心とした市民を対象に、元気でいきいきとした生活を送れるように、介護予防を目的とした事業などを実施する地域住民の交流の場です。

申込先 (社福) 聖恵会 ☎093(644)7516

現在、市ではグループホームや地域密着型特別養護老人ホームなどの地域密着型サービス事業所の整備を進めています。現在運営している事業所の情報や今後の整備予定については、問い合わせを。

■問い合わせ先 介護保険課介護保険係 ☎(36)4877

低炭素社会を目指す環境対応車 超小型モビリティを 活用した実証実験

本年度、国土交通省が実施する環境対応車を活用したまちづくりに関する実証実験事業で、「超小型モビリティを活用した実証実験」の実験地域として、本市が採択されました。

そのための、低炭素車両の開発など、自動車メーカー側の取り組みに加え、地域でも環境対応車が利用しやすい環境を整えることがたいへん重要な課題となっています。市では、このような状況を踏まえ、環境対応車の導入や普及促進を同実証実験で検証していきたくと考えています。

- 【実験概要】**
- 超小型モビリティを走行した実証実験
 - 超小型モビリティの走行性や自動車の追い越しの現状
 - 既存の各車両と超小型モビリティの機能分担
 - さまざまな活用場面に最適な車両の走行性
 - 路外や路上での駐車空間
 - 超小型モビリティの走行性や自動車の追い越しの現状

近距離の移動に小型モビリティを利用してもらい、マイカー利用が抑えられるか
超小型モビリティを利用することで、今までの暮らしにどのような変化があるか
超小型モビリティを利用することでの外出機会の増減
環境対応車やCO2排出抑制について、どれだけ理解を深めてもら

実験方法 日の里地区と周辺地区に住む人で、モニターを希望する世帯に1週間、実験車両「RODEM(ロデム)」を貸し出し、日常生活に利用してもらいます。モニターの人は、現在日常生活で利用している自動車に、実験を実施する前の1週間、走行距離やCO2排出量などを計測する装置を付けます。これによって、従来の自動車利用との比較を検証します

国民年金保険料の納付は口座振替が得
国民年金保険料は、1年分6カ月分など、定められた月数分を前納すると割り引きになります。例えば、平成23年度の1年分の保険料を、現金で前納すると年間3220円、口座振替で前納すると年間3800円安くなります。

申し出は早めに
口座振替での前納(平成23年度の1年分、4月

9月の6カ月分)は、2月28日(月)までです。前納割引手続申出後、口座振替の開始まで約2か月かかるので、早めに申し出を。
*前納の口座振替は5月2日(月)の予定
*金額は平成22年度の料金
*手続きに必要なもの
国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書
預貯(金通帳と預貯)金通帳届出印
年金手帳か基礎年金番号

号のわかるもの(納付書など)
*申請用紙 年金事務所、市役所市民課国民年金係④番窓口か、各金融機関で入手可能
*申出書の提出先 各金融機関か年金事務所
問い合わせ先
東福岡年金事務所 国民年金課 ☎092(651)7129
市民課国民年金係 ☎(36)1128
大島行政センター ☎(72)2211

知って得る国民年金



国保を知ろう



国民健康保険に加入する時・やめる時

■問い合わせ先
国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363

●国民健康保険(国保)に加入する人(国保の被保険者)
職場の健康保険(社会保険や健康保険組合など)に加入している人や、生活保護を受けている人を除く、すべての人(国籍を問わず)は、「各市町村が運営する国保」に加入することになります。
*日本での滞在期間が1年未満の外国籍の人

●市国保に加入する時
①ほかの市町村から転入した日(職場の健康保険に加入していない場合)
②職場の健康保険をやめた日(退職日の翌日)
③子どもが生まれた日(職場の健康保険の被扶養者でない場合)

●市国保をやめる時
①ほかの市町村に転出した日の翌日かその日
②職場の健康保険へ加入した日の翌日
③死亡した日の翌日
④生活保護を受け始めた日
*長期入院などで入院先の病院などに住所を移す場合は、移す前の宗像市国保の被保険者となる

【届け出が遅れると】
市国保に加入する時に、利用の有無にかかわらず、該当となった年月までさかのぼって、保険税を納めてもらいます。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります
市国保の資格が喪失後に、国保の保険証を使って医療を受ける場合、国保が負担した医療費を返還してもらいます。また、保険料(税)を二重に支払うこともあります